

有形固定資産の評価基準に係るこれまでの議論

○ 有形固定資産の評価基準

基準モデル				東京都方式・大阪府方式	国(省庁別財務書類の作成基準)																									
<p>・原則として公正価値評価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>種類</th> <th>開始時簿価</th> <th>評価替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事業用資産</td> <td>土地</td> <td>固定資産税評価額を基礎とした評価</td> <td>原則3年毎に再評価</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>再調達価額から減価償却累計額を控除した額</td> <td>毎年度減価償却を行い、原則再評価は行わない</td> </tr> <tr> <td>機械器具等</td> <td>取得価額(不明の場合は再調達価額)から減価償却累計額を控除した額</td> <td>毎年度減価償却を行い、原則再評価は行わない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">インフラ資産</td> <td>土地(底地)</td> <td>取得価額(不明の場合は再調達価額)</td> <td>原則再評価は行わない</td> </tr> <tr> <td>建物等</td> <td>再調達価額から減価償却累計額を控除した額</td> <td>毎年度減価償却(直接資本減耗)を行い、原則再評価は行わない</td> </tr> <tr> <td>販売用土地等</td> <td></td> <td>帳簿価額と時価評価の価額から販売経費等を控除した価額のいずれか少ない額(低価法)</td> <td>毎年度低価法により評価替</td> </tr> </tbody> </table> <p>※年度途中の取得は、原則として取得価額評価である。</p>				項目	種類	開始時簿価	評価替	事業用資産	土地	固定資産税評価額を基礎とした評価	原則3年毎に再評価	建物等	再調達価額から減価償却累計額を控除した額	毎年度減価償却を行い、原則再評価は行わない	機械器具等	取得価額(不明の場合は再調達価額)から減価償却累計額を控除した額	毎年度減価償却を行い、原則再評価は行わない	インフラ資産	土地(底地)	取得価額(不明の場合は再調達価額)	原則再評価は行わない	建物等	再調達価額から減価償却累計額を控除した額	毎年度減価償却(直接資本減耗)を行い、原則再評価は行わない	販売用土地等		帳簿価額と時価評価の価額から販売経費等を控除した価額のいずれか少ない額(低価法)	毎年度低価法により評価替	<p>・原則として取得原価で評価</p> <p>→有価証券等は強制評価減、棚卸資産は低価法を採用(東京都方式)</p> <p>→売却可能な資産については附属明細表で時価情報を表示(大阪府方式)</p>	<p>・国有財産(公共用財産を除く)</p> <p>→国有財産台帳(※)に基づく公正価値評価(土地は原則として相続税路線価を基にした調整額、償却資産は減価償却費相当額を控除した後の価額を計上)</p> <p>※国有財産法施行令第23条の規定に基づき、原則として毎年度評価(台帳価格の改定)を実施</p> <p>・公共用財産</p> <p>→取得原価(用地費や事業費等の累積。償却資産は減価償却費相当額を控除した後の価額を計上)</p> <p>・物品</p> <p>→取得価格(減価償却費相当額を控除した後の価額を計上)</p>
項目	種類	開始時簿価	評価替																											
事業用資産	土地	固定資産税評価額を基礎とした評価	原則3年毎に再評価																											
	建物等	再調達価額から減価償却累計額を控除した額	毎年度減価償却を行い、原則再評価は行わない																											
	機械器具等	取得価額(不明の場合は再調達価額)から減価償却累計額を控除した額	毎年度減価償却を行い、原則再評価は行わない																											
インフラ資産	土地(底地)	取得価額(不明の場合は再調達価額)	原則再評価は行わない																											
	建物等	再調達価額から減価償却累計額を控除した額	毎年度減価償却(直接資本減耗)を行い、原則再評価は行わない																											
販売用土地等		帳簿価額と時価評価の価額から販売経費等を控除した価額のいずれか少ない額(低価法)	毎年度低価法により評価替																											

○ 有形固定資産の評価基準に関する意見等

評価基準	意見等
公正価値評価 (基準モデル)	<ul style="list-style-type: none"> ・資産更新問題もあるので、インフラ資産に係る建物等の公正価値評価も議論すべきであるが、現状を踏まえると、事業用資産の土地に関して取得価額、再調達原価とするのかという点と、インフラ資産の底地に関してゼロ、取得価額又は再調達価額とするのかという点について、開始時点の割り切りをどうするのかということに集約されるのではないか。 ・資産・債務改革の目的が依然として有効であれば、できるだけ資産を時価に近い形で評価することは妥当ではないか。 ・貸借対照表としては現在の価額を示した方がよいと考えるが、その意味合いとこれに伴うコストとの対比で決めていく問題ではないか。 ・多くの地方団体は当初の取得原価データがないことから、開始貸借対照表はみなし取得原価となり信頼性の面で公正価値と差がないこと、資産の有効活用が重要なテーマであることを考慮すると、公正価値評価の方が適切ではないか。そうすることで、公正価値に見合った有効活用がなされているのか、遊休化していないのかといったチェック機能が高まることが期待できるのではないか。 ・公正価値といっても、再調達原価か市場売却可能価額かで目的も異なるので、分けて議論すべきではないか。 ・公正価値といっても、全ての資産を再評価することは現実問題として困難ではないか。
取得原価 (東京都方式 ・大阪府方式)	<ul style="list-style-type: none"> ・資産評価の目的として、現在価値を示すという目的の他に、期間負担の公平や税金の用途と負債を示したり、サービスコストを測るといった目的もあるので、これらを考慮すると取得原価で十分ではないか。また、アメリカをはじめヨーロッパの多くの国々が取得原価主義を採用しており、取得原価主義の方がより客観性があり、目的適合性にもかなっているのではないか。 ・行政コスト計算書をフローの行政サービスの資金の調達源泉と運用形態、貸借対照表をストックに係る行政サービスの資金の調達源泉と運用形態と定義すれば、取得原価の考え方で問題ないのではないか。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産について、資産により評価方法が相違することもありうるのではないか。また、移行時の資産評価に際しては過去に遡っての取得原価の算定は困難であるため、どの方式で評価する場合でも、みなし取得価額等の割り切りが必要ではないか。 ・国との連結等を意図するのであれば、国の議論を斟酌する必要があるのではないか。 ・売れるから公正価値、売れないから取得原価といった議論は本来の理論的な検討からすると不適當ではないか。 ・一時の政策課題である資産・債務改革を根本に据えて議論するよりは、本来的にはなるべく中立的に議論した方がよいのではないか。 ・インフラ資産の定義づけが明確ではなく、これをしっかりさせる必要があるのではないか。 ・利用者は一つの価値だけを求めているのではなく、取得原価で会計上は表示したとしても例えば時価情報も求めていると思われるので、売却可能資産については注記や複数の代替的な価値を比較できるような情報を提供していく方法が望ましいのではないか。